

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

経営者が働けなくなったときに備える保険

働けなくなったときの公的保障、 「傷病手当金」は経営者も対象

こんにちは、高橋学です。皆さんは会社の大黒柱である自分が病気やケガで働けなくなったとき会社の経営や家族の生活はどうなるか不安に思ったことはありませんか？今回はそうしたケースでの備えを整理していきましょう。

まず、業務外を起因とする就業不能時に健康保険から支給される「傷病手当金」で、経営者も支給対象です。病気やケガで連続して3日休業(待期)した後、4日目から給与の日割金額(標準報酬日額)の2/3相当額が支給され、支給開始日から最長1年6カ月まで支給されます。なお、待期期間には有給休暇や土日祝日が含まれます。

民間の保険で備える場合は、生命保険会社の「就業不能保険」と損害保険会社の「所得補償保険」が候補となります(表1)。就業不能保険は、就業不能時の収入減少をカバーする生命保険。保険金の給付期間は「60歳まで」など、年齢で指定する形式が一般的です。保険会社所定の就業不能状態になってから60日、180日などの免責期間後に保険金を受け取れます。保険金額は契約前の年収に応じた上限額が、契約時に定めた年齢まで支給されます。ただし、うつ病など精神疾患については給付の対象としないこともあります。

民間の保険商品は、生保と損保で 免責期間や保険期間などに違いがある

損害保険会社の所得補償保険も就業不能時の収入減少をカバーする保険ですが、就業不能保険とは仕組みが異なります。特徴は免責期間が7日など短い一方、保険期間も1~5年と短期間なものが主流です。また、精神疾患は基本的に補償適用外となります。

就業不能となった際の日常生活費への備えは、公的保障を基本に民間の保険を加えることで、ある程度対応が可能です。しかし、経営者が働けなくなった場合には、個人の生活だけでなく、企業の経営にも気を配る必要があるため、もっと大きな保障が必要となるケースも少なくありません。

昨今では、そうしたニーズに応じて、法人契約ができる経営者向け高額保障の保険も登場してきています。表2はある生命保険会社の無配当医療保険による保障の一例。3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)の診断や入院などで3,000万円など高額の給付金が支給されます。この金額であれば、当面の社員の給料や資金繰りをカバーすることも可能でしょう。一般的な就業不能保険や所得補償保険に比べて保険料は高額となりますが、法人契約することで損金処理が可能な場合が多いです。



■ 表1 就業不能保険と所得補償保険の違い

	就業不能保険	所得補償保険
取扱保険会社	生命保険会社	損害保険会社
保険期間	「60歳まで」など 一定年齢までを保障	1年など一定期間を保障 (長期補償型もあり)
免責期間	60日、180日などが一般的	7日など短期間が多い
保険金額	保険会社によって契約前の年収 に応じた上限額が設定される	契約前12カ月の所得の 50~70%が上限
就業不能の定義	病気やケガで働けない状態(保険会社所定の就業不能状態)	
対象の疾病	精神疾患は含まない保険会社が多い	

■ 表2 診断一時金3,000万円が出る
経営者向けの医療保険の例

ある生命保険会社の経営者向け医療保険。 契約年齢50歳、主契約3,000万円、保険期間は5年更新		
対象となる 疾病	診断一時金の 支払い	保険料(月) ※契約年齢50歳
がん	診断時	3万3,071円
急性心筋梗塞・ 脳卒中	入院が60日以上 の就業不能時	

(出所)各種資料をもとに筆者作成